

参考 1

国営土地改良事業の事後評価について

1．導入の趣旨

国営土地改良事業等の効率的な執行及び事業実施の透明性の確保の観点から、国営土地改良事業等の完了地区において当該事業による効用や施設等の利用状況についての評価（事後評価）を実施する

2．事後評価の概要

（対象事業）

工事の完了の公告の翌年度からおおむね5年を経過した、原則として全ての国営土地改良事業

（実施主体）

地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）の「事後評価委員会」等で実施

（評価の内容）

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 事業により整備された施設の利用・管理状況
- 3 事業効果の発現状況
- 4 事業実施による環境面の評価
- 5 今後の課題・提言

（評価に当たっての客観性の確保）

事後評価委員会は、都道府県、市町村等の意見を聴いた上で、事後評価の結果をとりまとめ、専門的な知見を有する者により構成される「事後評価第三者委員会」の意見を聴く

（評価結果の公表）

事後評価の結果（事後評価に当たって使用した情報を含む）等については、原則として事後評価の結果をとりまとめた年度の8月末までに公表

3．評価結果の活用

対象事業の受益地域における、より一層の効果発現のために必要に応じ関係機関と連携を取りつつ対策を検討するとともに、今後の事業のあり方の検討、事業計画・事業評価制度の改善を進める

（公団営事業においても、国営に準じて実施）